

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 本人電子決済手段勘定の設定をされる電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、当該本人電子決済手段勘定の設定をする者等の個人番号の確認を要しない者の範囲等を定めることとする。(第3条関係)
- 2 国外電子決済手段移転等に係る告知書について、告知書の記載事項の細目及び告知書の提出の際に確認書類の提示等を要しない者の範囲を定めることとする。(第4条、第11条の6、第11条の7関係)
- 3 国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の本邦通貨への換算の方法を定めることとする。(第11条の8関係)
- 4 国外電子決済手段移転等調書の記載事項の細目を定めることとする。(第11条の9関係)
- 5 国外電子決済手段移転等調書の提出方法等について、所轄の税務署長以外の税務署長に国外電子決済手段移転等調書の記載事項の提供をしようとする場合に所轄の税務署長へ提出する承認申請書の記載事項の細目等を定めることとする。(第11条の10関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年1月1日から施行することとする。(附則関係)